

平成 24 年 12 月 11 日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

東北厚生年金病院の不動産売買契約締結について

平成 24 年 11 月 9 日付けで厚生労働大臣より譲渡指示のありました標記施設について、下記のとおり、学校法人東北薬科大学と不動産売買契約を締結しました。

記

1. 契約日、契約の相手先
平成 24 年 12 月 11 日、学校法人東北薬科大学
2. 売却する不動産
所在地 宮城県仙台市宮城野区福室 1 丁目 9 番 1 他（地番）
土地 面積 37,297.71 m²
建物 延べ床面積 30,736.70 m²
3. 契約金額（税抜）
760,000,000 円
4. 引渡日
平成 25 年 4 月 1 日（予定）
5. 譲渡条件等について（別紙ご参照）

以上

お問い合わせ先	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 住所：東京都港区高輪 3-22-12（サテライトオフィス） 電話：03-5791-8222 担当：山路・原
---------	---

譲渡条件等について

1. 譲渡条件

- (1) 一般病床 420 床、精神病床 46 床を維持すること。
- (2) 譲渡後も循環器科、整形外科、心臓血管外科、産婦人科、リハビリテーション科、精神科を維持すること。
- (3) 譲渡後も地域医療支援病院の承認を受けること。
- (4) 譲渡後も救急告示病院の認定を受けること。また仙台市の病院群当番制事業における当番病院、救急活動支援医療チームについて、その役割を引き続き担うこと。
- (5) 譲渡後も災害拠点病院の指定を受けること。
- (6) 譲渡後も宮城DMA T 指定病院の指定を受けること。
- (7) 譲渡後も認知症疾患医療センターの指定を受けること。
- (8) 譲渡日から起算して少なくとも 10 年間は上記 (1) から (7) に掲げる全ての条件を満たして病院の運営を行うこと。
- (9) (1) から (8) に掲げた条件について、学校法人東北薬科大学が内容の変更を求めた場合には、宮城県、仙台市及び当機構の三者が承認する場合に限って、変更を行うことができるものとする。

2. 宮城県及び仙台市の要望

- (1) 宮城県の要望
 - ① 現在開設している診療科をはじめ多様な診療科目を継続すること。
 - ② 病院で働く医療従事者の雇用を継続すること。また医療従事者の雇用条件を維持すること。
-

- ③ 病院譲渡に伴う地域や医療現場での混乱の防止を図ること。
- ④ 病院譲渡を契機とした更なる医療の安全や質の向上に取り組まれ、地域住民や近隣の医療関係者から信頼される病院運営に努めること。

(2) 仙台市の要望

- ① 譲渡後も、現在同病院が担っている様々な医療機能について、維持することはもとより、さらなる充実に努めること。
- ② 救急医療への取り組みについて、これまでの役割に加え、さらなる充実に努めること。
- ③ 災害時医療については、東日本大震災の経験を踏まえ、ハード、ソフト両面で災害対応能力の強化を早急に図るよう努めること。
- ④ 認知症にかかる専門医療の提供、地域連携の強化を図るとともに、普及啓発や相談機能の充実に努めること。
- ⑤ 現在病院で働く医療従事者の処遇に関する不安を回避するよう努めるとともに、雇用を継続すること。
- ⑥ 譲渡にあたり、病院の業務の円滑な引継ぎを行い、患者等への影響を極力来さないよう努めること。

3. 宮城県の見解

- ① 臨床研修指定病院，地域がん診療連携拠点病院，及び高次脳機能障害支援拠点病院等の地域医療にとって重要な病院機能を維持すること。
-